

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (領事館印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルデイング	モルデイング共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルデイング共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2020.5.21 マレで (同日)	日本側 柳井啓子在モルデイング大使館 アフアトツラ・シャヤーヒト外務大臣	2020.6.23 224号
モルデイング	モルデイング共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルデイング共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	600,000千円 -----	2020.6.7 マレで (同日)	日本側 インド大使 アフアトツラ・シャヤーヒト外務大臣	2020.6.23 225号
モルデイング	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモルデイング共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な画政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	128,000千円 2027.12.31まで	2020.8.5 マレで (同日)	日本側 柳井啓子在モルデイング大使館 アフアトツラ・シャヤーヒト外務大臣	2020.8.21 336号
モルデイング	モルデイング共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルデイング共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	800,000千円 -----	2020.11.22 マレで (同日)	日本側 柳井啓子在モルデイング大使館 アフアトツラ・シャヤーヒト外務大臣	2020.12.7 475号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。